

チームで一つの仕事を
やり遂げる



【上段左から】 藤野 暁 (官房 国際課長補佐) 和田 真咲 (官房 国際課) 坂入 遼 (官房 国際課係長)
【下段左から】 高原 悠輔 (官房 国際課長補佐) 片岡 克俊 (官房 国際課企画官) 舟津 圭広 (官房 国際課係長)

議長国としてサミットを開催、 チームで万全の準備をして成功に導いた

国際課G7班について

国際課G7班は、G7の競争当局等で集まって議論を行う「G7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミット」を開催するために結成されたプロジェクトチームです。

このように、国家公務員の仕事においては、大型案件が発生し、既存の組織体制では対処が難しいと判断された場合、プロジェクトチームが立ち上げられることがあります。

同サミットは2023年11月に東京で開催され、プロジェクトの主な目的は達成されましたが、現在は「国際課海外広報/G7班」として生まれ変わり、国際会議などを通じて我が国のプレゼンスを高める業務に取り組んでいます。



「G7エンフォーサーズ及び ポリシーメイカーズサミット」を 開催するに当たって苦勞したこと

このサミットは、主要な競争当局等のトップや幹部が一堂に会して重要な政策課題を集中して議論する場であり、2023年はG7の議長国として日本（公正取引委員会）が会合を主催し、議論をリードする重要な機会でした。議長国として公正取引委員会がこのサミットを開催するのは初めてで、手探りの状態でサブ・ロジ*の両面で万全の準備をして会合を成功させなければならないというプレッシャーを感じました。

また、会合が成功といえるかどうかに関しては、会合の成果物も重要な要素の一つです。今回のサミットにおいては、成果物の一つとして「コミュ





二ヶ(共同声明)]を作成・公表することとしました。この共同声明は、このサミットで初めて作成するものであり、新たなチャレンジでした。

共同声明を作成・公表することは、G7の競争当局等が結束し、一つの方向を向いていることを国内外に示すことができるメリットがある一方、各国の事情が異なるため、その取りまとめには困難が伴います。そのような状況の中、当委員会がリードして論点の整理や各国間での調整を進め、またそれらを通じて相互に理解を深めることにより、最終的には共同声明を取りまとめることができました。

「G7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミット」の開催に貢献したことの達成感ややりがい、今後の展望について

いろいろと苦労をした分、達成感は大きかったです。

まず、共同声明の反響はとても大きなものでした。今回のサミットでは、デジタル市場における競争について議論を行い、共同声明は、生成AIをはじめとした成長著しいデジタル分野にどのように対処するかについて、G7の競争当局等の共通の見解を示したものであり、マスコミの注目度も高く、複数の報道機関において大きく取り扱われました。

また、来日したゲストの方々に、我々の「おもてなし」に関して非常に喜んでもらったのも、とても嬉しかったです。

会合の準備は、会合における議題選定や論点整理もさること



ながら、宿泊ホテルの確保、会場選定、晩餐会の準備など多岐にわたります。まずは、会合が滞りなく執り行われるように、かつ不測の事態が起きた場合にも対処できるように準備しておくことが重要ですが、同時に、ゲストの方々に心地良く、ストレスなく過ごしていただき、日本に対して良い印象を持ってもらうことも大切です。我々の「おもてなし」の心がゲストの方々に伝わり、多大な感謝の気持ちを返されたことが、我々の達成感の大きな部分を占めているといっても過言ではありません。

こうした会合を主催することは、海外の競争当局等との関係を強化するだけでなく、日本の競争当局である公正取引委員会の国際的なプレゼンスを向上させることにもつながります。国ごとに異なる方針・政策が採用されることも多い競争法の世界で、日本がプレゼンスを発揮することで、国際的な議論をリードし、世界中で行われる執行・政策立案の議論に大きな影響を与えることにもつながります。

今後も、様々な国際会議等を通じて、我が国の競争政策を広く海外に発信し、国際的な議論をリードしていきたいと考えています。

※サブはサブスタンスの略。会合の議題や各国の発言内容、資料作成など、会合の中身に関するものをいう。ロジはロジスティックスの略。会場の確保、参加者登録手続、宿泊ホテルの確保、ゲストの移動手段など、会合を円滑に運営するための一連の手続や物理的な準備作業のことをいう。



議長国として開催したG7エンフォーサーズ及びポリシーメイカーズサミット



会合で発言する古谷委員長



海外で活躍する職員と業務紹介

From 中華人民共和国 / 国際派遣

競争政策の知見を活かし
日系企業の中国での活動を
バックアップ

小林 慎弥 Kobayashi Shinya

在中華人民共和国日本国大使館参事官 [平成17年4月入局]

◆国際派遣の業務・魅力について

大家好(みなさん、こんにちは)! 現在、私は、在中国日本国大使館に出向という形で勤務をしています。日本に独占禁止法があるように、世界各国にも競争法があることから、各国に派遣されている公正取引委員会の職員は競争政策に関連する業務を行っていることが多いと思います。私も、法執行やガイドライン作成等の中国の競争当局の動きをチェックして、その情報を発信するなどの業務を行っています。

では、大使館における業務と公正取引委員会における業務とで違いはないのか?と思うかもしれませんが、大使館の業務には、当地における「日系企業支援」、「邦人保護」という二つの大きな柱があります。中国で活動を行う日系企業にとっては、日本の独占禁止法ではなく、中国の競争法に違反しないようにすることが重要です。中国の競争法の運用状況等を踏まえつつ、どうすれば中国に進出している日系企業がその力を最大限に発揮することができるのかを、企業等と一緒に考えていくことが大使館における私のミッションとなっています。独占禁止法に違反した企業等を取り締まる公正取引委員会の業務とは、少しスタンスが異なりますが、これまでの競争政策に関する知見を活かした業務ができると感じています。

また、大使館においては、情報収集の一環として、北京に駐在している他国の外交官や、中国の弁護士、学者の方々と話をする機会も多く、日本ではあまり経験できなかった業務を行うことができます。このように、大使館では、公正取引委員会とは異なる様々な新しい



経験を積むことができますが、一方で「日本をより良くしたい」という根本の部分、大使館も公正取引委員会も同じであるとも感じており、中国で日本のために日々奮闘しています。

◆中国(北京)での生活等について

現在、日中間には様々な問題が山積しています。皆さんも、ニュース等で中国について報じられているのを見る機会があったかと思います。しかし、報道等を通じて知る中国と、実際に住んでみて初めて分かる中国は全く異なります。中国の人々は子供にすごく優しいこと、スマホ一つで何でもできて非常に便利なことなど、現地の方々と直接触れ合ったり、生活したりしなければ分からないことがたくさんありました。また、今や米国に次ぐ世界第二位の経済大国となった中国の政治・経済の動きをリアルタイムで感じられるのは、とても貴重な機会だと感じています。



万里の長城での1枚
(写っているのは私と子どもたちです)



大使館メンバーとのランチ

地方機関



地方機関職員による業務紹介

From 四国 / 総務課

広報活動や相談対応など多様な業務に対し職員が密にコミュニケーションを取り合い適材適所の対応ができる

佐々木 雅也 *Sasaki Masaya*

四国支所 総務課総務係長 [平成3年4月入局]

◆ 四国支所総務課の業務について

四国支所総務課には総務係と経済係の二つの係があり、総務係は所内調整、各地域の有識者への意見聴取や懇談会の実施、学生に対する出前授業の実施など公正取引委員会の所管法律に関する各種広報などの業務を、経済係は株式所有や合併等に関する届出受理、事業者や団体向けの独占禁止法研修会や発注者向けの官製談合防止法研修会への講師派遣などの業務をそれぞれ担当しています。また、総務課全体としては、事業者等からの様々な相談に対応しています。これらの業務を行っていく上で、四国支所だけでは判断できないような事案については、本局の関係課室に相談した上で処理するなど、本局と地方事務所等が一体となって業務に取り組んでいます。

私は総務課総務係において、所内調整業務、本局との連絡調整、相談対応、広報活動等を担当しています。中でも広報活動では、学生への独占禁止法教室や各地域の有識者への意見聴取等を通じて、独占禁止法を理解してもらうための活動を行っています。

◆ 四国支所の雰囲気は

四国支所は、職員数が約15名と少ないため、常に上司と部下で密にコミュニケーションをとって業務を進めており、殺伐とした雰囲気皆無の職場です。例えば、事業者等からの相談で困っている職員がいた場合には、その相談内容に対応できる職員がアドバイスするなどの環境が整っています。



ワークライフバランスの観点からは、四国支所ではテレワークの実施や年次休暇の取得などが積極的に推進されており、また、職員の家庭事情が考慮され、私自身も昨年双子が生まれたので、上司や同僚などの理解を得て育児休業を取得することができ、妻に喜んでもらえました。このように、職員が各種制度を最大限利用することによって、仕事とプライベートを両立させています。



通勤途中に子どもを保育園に



鹿野 修弘 *Kano Nobuhiro*

九州事務所 取引課長
[平成12年4月入局]

景品表示法違反事件の調査から
独占禁止法の相談対応など
若手職員も広範な業務が経験できる



取引課の面々とランチ

◆九州事務所取引課の業務について

取引課では、消費者庁から委任を受け景品表示法違反事件の調査を担当しています。景品表示法が規制する不当表示はあらゆる消費者向けの商品・サービスに起こり得る身近な問題です。商品の効能に関する表示に根拠はあるのかなど消費者庁と連携して調査を実施しています。違反事業者に措置命令を行い、消費者庁と合同で記者会見するときには、何より達成感を感じます。また、独占禁止法の優越的地位の濫用に関する相談対応も担当しています。昨今では、原材料費等の上昇分の価格転嫁に関する相談、インボイス制度関連の相談など、どれも一様ではなく、切実な内容です。その他、業務は幅広く、その分学びも多いです。私は、取引課の業務全般のマネジメントのほか、事件調査での事情聴取や、相談対応などを行っています。現場の仕事は、様々な業界の実態に直に触れられ、実に面白いです。

◆九州事務所の雰囲気は

九州事務所の良いところは100個くらいあって、その一つは、少人数で広範な業務を担っているため、若手職員の頃から様々な業務を経験できることです。

相談対応も、事件調査も、説明会の講師も、あれもこれも。最初の頃は、自分にどのような適性があるのか分からず、不安もあるでしょう。しかし、何事も経験です。若手職員に様々な業務が任せられます。当然、全力でサポートしてくれる仲間がいます。とにかく何でもやってみる。そのうち、あれもできる、これもできると自分の成長を実感できるでしょう。若手職員の活躍の場が多い職場だと思います。

このほか九州事務所の良いところと言えば、風通しが良い、和気あいあい、その他いろいろ最高です。



大下 奈々 *Oshimo Nana*

中国支所 取引課係長
[平成6年4月入局]

多種多様な業務に携わり
他課や本局との連携を通して
幅広い知識と学びを得られる



海自カレーのスタンプラリーへ

◆中国支所取引課の業務について

中国5県を管轄する中国支所は、総務課、審査課、下請課、取引課の4つの課で構成されており、令和5年現在、非常勤を含めて18名の小さな事務所です。小さいとはいえ、中国5県を一つの事務所が「公正取引委員会」として業務を行っているわけですから、その業務内容は多種多様です。また、所属に関わらず、他課から応援要請があれば業務の手伝いなど、課を越えての業務も行いますし、時には本局からの要請による業務を行うこともあります。それが良い刺激になり、幅広い知識の取得にも役立ち、異動などで他部署に配属されても、新しい業務に対する不安や戸惑いが少ない環境です。

私が所属する取引課では、消費者庁から委託を受け、景品表示法に関する調査等のほか、独占禁止法のうち、優越的地位の濫用に関する相談対応も行っていきます。

◆中国支所の雰囲気は

中国支所は人数が少なく仕事も多種多様、それだけ聞くと大変そうに思えますが、その分、若いうちからいろいろな業務に携わって経験を積むことができますし、上司を含む職員同士の距離も近いことから、相談しやすい環境です。ワークライフバランスについては、コロナ禍を経て定着したテレワークやフレックスタイム制度の活用など、小さい部署の利点を活かして取得しやすくなっています。その他、仕事以外の中国支所の利点はその所在地にもあります。世界遺産を含む観光名所も数多くあり、何より海も山も近いです。海水浴やキャンプ、みかん狩りにスキー等々、車で1~2時間も走れば十分楽しめる距離にあります。私自身、業務で煮詰まった時などは、友人と気分転換にドライブがてら様々な場所に行くことで、仕事とプライベートの切り替えや、日々の活力になっています。

1 総務課

所内の調整業務を担当するとともに、独占禁止法・競争政策の普及・啓発のための広報を担当しており、公正取引委員会全体の施策や地方事務所・支所の活動についてPRに努めています。また、地方事務所・支所内の会計、物品調達・管理、研修、福利厚生の業務を担当しています。なお、経済取引指導官が設置されていない地方事務所・支所においては、経済取引指導官の業務も担当しています。

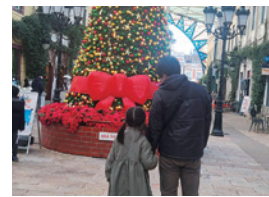




加藤 孝幸 *Kato Takayuki*

中部事務所 下請課下請取引調査官
[平成19年4月入局]

同僚や上司と意見を出し合い
協力し合いながら
自身に合った働き方ができる



子どもとテーマパークへ

◆ 中部事務所下請課の業務について

中部事務所下請課では、下請法違反が疑われる事業者への調査のほか、下請法に関する事業者からの相談や情報提供を受け付けています。事件調査の際には、事業所に赴いて担当者からの聴取、資料等の確認を行います。調査の結果、厳正な措置が必要となれば、本局の関係部署や幹部へ報告し、措置の内容や必要性を検討しています。また、下請法の考え方を説明することで、問題となる行為の未然防止につながるため、事業者からの相談対応など普及啓発活動も重要な業務です。私は、下請法に関する事件調査の担当として、関係人からの事実確認等を行っています。調査に当たっては、当方の問題意識を伝え、早期に下請法違反であることを認識してもらい、違反行為の取りやめ、調査への協力など、関係人と上手くコミュニケーションを取ることを心掛けています。

◆ 中部事務所の雰囲気は

中部事務所は、東海地区及び北陸地区の6県を管轄していますが、職員数はそこまで多くありませんので、若い頃から多くの業務を任せられ、様々な経験を積むことができます。職員数が少なく、執務室もぎゅっと集約されている分、課が違う方とも距離が近く、和気あいあいとした雰囲気です。また、仕事での困りごとがあれば、近くの同僚や上司にすぐ相談でき、お互いに意見を出し合うなど、協力し合える雰囲気です。

最近はワークライフバランスの推進により、職員が自身に合った勤務方法を選択できる働きやすい環境となっています。私もフレックスタイム制度を利用して子供の登校を見送ってから出勤したり、積極的に年次休暇を取得したりと、プライベートとの両立を図っています。



岸田 彩有里 *Kishida Sayuri*

近畿中国四国事務所 下請課
[令和2年4月入局]

責任ある業務に携わることができ、
上司からの的確なアドバイスで
成長できる職場



事務所メンバーとバーベキュー

◆ 近畿中国四国事務所下請課の業務について

下請課では、下請法に関わる業務を幅広く行っています。下請法は、優位な立場である親事業者に比べ、立場が弱い下請事業者の利益を保護するために、親事業者の「禁止行為(代金を支払わないなどの行為)」を定めている法律です。主な業務は、違反の疑いがある親事業者に対する調査です。親事業者の事業所に赴いて、帳簿や各種資料を調べ、違反行為が見つければ、その行為を取りやめるよう指導します。下請事業者に与える不利益が重大な事案などは本局にも報告・相談し、連携を取りつつ事件処理を進めます。

私は、親事業者に対する事件調査、下請事業者からの情報提供の受付、下請法の相談対応を行っています。そのほか、下請法の普及啓発を目的として、下請法の講習会を近畿各地で開催しています。

◆ 近畿中国四国事務所の雰囲気は

地方事務所で働くことの魅力は、若い頃から様々な業務に携わることができる点です。近畿中国四国事務所の職員数は約40名と多くはないので、係員であっても、責任のある業務に主体的に携わることができます。

はじめのうちは、事件処理の進め方や法律の考え方などに悩むことが多々ありましたが、そんな時、上司に相談すると的確なアドバイスをいただけるので、自らの成長につなげることができる機会に恵まれた職場だといえます。

また、近畿中国四国事務所は、職員同士の仲が良いことも魅力です。ランチタイムには庁舎近くの大坂城にて職員同士でお花見をしたり、休日にはバーベキューや日本酒の利き酒イベントに行ったりしています。

2 経済取引指導官

合併や株式所有などの企業結合についての届出等に基づいて、企業結合によって競争が制限されることとならないかなど、個別に審査し、競争が制限されることとなる場合には、合併内容の変更等の措置を講じさせています。また、中小企業等協同組合の届出の受理、業界団体の独占禁止法に関する相談の業務も担当しています。

3 取引課

不公正な取引方法の指定に係る調査や指導等を行っています。また、消費者庁との協力の下、景品表示法違反事件の調査業務等も担当しています。



原 洋一 Hara Yoichi

北海道事務所 第一審査課長
[平成9年4月入局]

少数精鋭ながら
バランスの良いメンバーで
個性や適性を活かして取り組める



家族と旅行先で

◆北海道事務所第一審査課の業務について

北海道事務所第一審査課では、価格カルテルや優越的地位の濫用といった独占禁止法違反行為に関する情報提供や申告(調査依頼)を受け付けている(端緒業務)ほか、これらの情報等に基づいて資料や証拠を収集する調査をしています。また、第二審査課と協力して独占禁止法違反被疑事件の調査もしており、事件関係人の事務所への立入検査や事件関係者から事情聴取などを行っています。本局の担当課室との連絡・連携を密に取って情報共有を図り、迅速処理、厳正な措置を目指して仕事に取り組んでいます。

私は、第一審査課の責任者として、課としての目標や方針を示し、担当者の業務の配分や進捗管理のほか、若手職員の育成に力を入れています。事件の調査では、事情聴取の主任官、立入検査のキャップを務めたり、調査報告書などの資料作成をしたりしています。

◆北海道事務所の雰囲気は

WLB(ワークライフバランス)が確立され、どの課でもテレワーク、フレックスタイム制度の活用が当然に行われています。年次休暇も取得しやすい環境が整備されています。

北海道事務所には、大所帯の部署はなく、若手職員からベテラン職員までバランスよく人員が配置されていて、各人に責任のある仕事が任されています。任されていますから若手職員であっても積極的に意見や提案をしていますし、中堅・ベテランの職員はそれにちゃんと耳を傾けて受け止めてくれます。それはどの課でも同じで、職場のあちこちで若手職員と中堅・ベテランの職員が仕事の進め方を話し合ったり、必要なアドバイスをしたりする光景をよく見かけます。



穂積 将 Hozumi Sho

東北事務所 第一審査課審査専門官
[平成23年4月入局]

誰にでも望ましい市場となるように
課を越えたチームワークで
一人一人が責任ある業務を担当



好きなアイドルのライブに

◆東北事務所第一審査課の業務について

東北事務所第一審査課では、独占禁止法に違反する疑いのある行為に係る情報を収集する端緒業務や、独占禁止法違反被疑事件の審査業務など、本局でいえば審査局全体で行っているような仕事を幅広く行っております。いずれの業務でも本局の担当部署と連携し、今後の方針について議論を重ねることで業務を円滑に進めております。人数は多くありませんので、一人一人が大きな責任を背負って業務を行っております。楽な仕事ではないですが、私たちの仕事が事業者にも消費者にも望ましい市場の形成につながるのならば、素晴らしいことだと思いませんか? 私は、独占禁止法違反の疑いがある行為の情報、いわゆる申告の対応を行っています。受け取った情報は、迅速かつ的確に必要な調査をすることで公正かつ自由な競争の促進に貢献しております。

◆東北事務所の雰囲気は

雰囲気が悪い職場で仕事はしたくないですよね。東北事務所の職員は(私も含めて)穏やかで優しい人たちなので、課を超えて非常に和気あいあいとしております。だからと言って決して怠けているわけではなく、業務中は積極的な意見交換が交わされております。やるときはきちんとやる。これは仕事で大事なことです。

また、今のご時世にきちんと適応しており、テレワーク、フレックスタイム制度や育児休業等を利用して、各々のライフスタイルに合わせた業務をしています。

かく言う私も適度に年次休暇等を取り、仕事だけではなくプライベートにも彩りを添えておる次第です。

仕事でもプライベートでもやりたいことをきちんとやる。そんな職場が東北事務所なのです。

4 下請課

下請法違反を調査し、違反者に対しては勧告等により下請法違反行為をやめさせるとともに、減額した代金を支払わせるなどの措置を採っています。地方事務所・支所においても、書面調査により、積極的に下請法違反の発見に努めています。

5 審査課・第一～四審査課

独占禁止法違反についての申告の受付・独占禁止法違反の発見のための調査や独占禁止法違反被疑事件の審査をしています。地方事務所・支所の審査課においては、管轄区域内の独占禁止法違反被疑事件を担当しますが、広い地域にわたって違反が行われているような場合には、本局や他の地方事務所・支所と協力して審査を行います。

業務やコミュニケーションを通じて互いに高めあい成長できる

藤本 元気 Fujimoto Genki
取引部 企業取引課総括係長 [平成30年4月入局]

渡辺 真優 Watanabe Mayu
取引部 企業取引課 [令和5年4月入局]

渡辺 入局当初は、自分が何を分かっているのかわからない状況で、毎日が不安でした。しかし、課内の先輩方が、たとえば作業中でも手を止めて教えてください、徐々に仕事に慣れることができました。また、私自身も、質問の内容を先輩方に分かりやすくお伝えすることを意識するようになりました。



藤本さんからは、個々の業務に関するアドバイスだけでなく、公取委ひいては公務員としての心構え等、多くの御指導をいただいています。その中で一番印象に残っているのは、周りの職員の方々とのコミュニケーションの重要性です。目の前の仕事に忙殺されるのではなく、その仕事を通して支えていただいている職員の方々への挨拶や感謝の気持ちをきちんと伝えることで、気持ち良く仕事ができたと学びました。

藤本 渡辺さんの育成主任者になっての一番の大きな気付きは、素早く、正しく業務に取り組んでもらうためには、私の指導・業務指示が簡潔・具体的で、分かりやすいことが不可欠ということです。企業取引課の業務は私が経験した中でも圧倒的に処理量が多く、スピード感が求められます。何の業務について、誰に、どのような対応をしてほしいのかをきちんと伝えることが必要だと理解しています。

また、できる限り軟らかい口調で指導するよう気をつけています。私の発言は、それを受け取る渡辺さんにとって、たとえば誤った発言であっても上司からのコメントであると一度受け止めることとなります。きつい口調では委縮してしまいますし、誤った発言であっても誤りを指摘しづらくなります。例えば、失敗を指摘する場合等、私の発言は、渡辺さんにとって「上司」からの発言となることを常に意識し、不要な緊張を生まないよう心掛けています。

渡辺 私が失敗に気がついた時は、藤本さんになるべく早く、正確に状況を報告するように心掛けています。報告の際には、当該ミスの解決方法及び同様の失敗を繰り返さないために、今後、自身が気をつけたいと考えている点をお伝えし、藤本さんからも冷静かつ温かいアドバイスをいただいています。

藤本 とはいえ渡辺さんは失敗しないので。なんていうと変なプレッシャーになるかもしれませんが、お世辞抜きに係員として十分に働いてくれており、失敗を乗り越えるためのアドバイスを私からした覚えはありませんが、同期の職員と積極的に連絡を取り、情報収集するように薦めています。



渡辺 同期とは、積極的に連絡を取るようにしています。仕事で関わっている同じ部局の同期と密にコミュニケーションを取ることはもちろんですが、他部局の同期が発信したメールを読み、業務内容や苦労した点を聞く等、率先して情報交換を行っています。自分が今後新しい業務に携わるときの参考にできたらと考えています。

藤本 渡辺さんは、すでにできていることが多いので、今後も様々なことに挑戦をして、しても良い失敗とすると危ない失敗を嗅ぎ分ける(前者であれば果敢に挑戦する)ことを続けていただきたいと思います。

また、私が業務でパタパタしているときに、課長や補佐、係長から渡辺さんに業務の依頼や相談をしていただけることがあり、その結果、新しい業務や時には私が本来すべきである業務にも挑戦していただけることがあります。私とのやり取りだけでは経験できないことや指導が行われ、渡辺さんの刺激につながっていると感じています。

渡辺 藤本さんにアドバイスをいただいていた業務を、その後、自分一人で行うことができた時、成長を感じます。自分でできる業務を少しずつ増やしていくことで、より大きな成長につながりたいと考えています。そして、一つずつ自分でできる業務を増やすことに加え、公正取引委員会の職員として、より責任の重い仕事を遂行できるよう、成長していきたいと考えています。

さらに、藤本さんをはじめ諸先輩方に教えていただいたことを、後輩にも伝えていきたいと考えています。

藤本 渡辺さんに限らず入局1年目の職員には、公取委1年生の間に少しでも多くの業務に取り組み、成功や失敗を経験し、できる限り多くの先輩方に名前と顔を覚えてもらえるように積極的に活動してほしいと思います。

どんなに優秀でも、自分一人だけでできる業務には限界があります。どんなに素敵な意見であっても、自分一人だけの意見のままではおおよそ実現できません。たくさんの仲間とたくさんのサポートがあって初めて自分の業務がこなせ、意見が通せることを認識し、そのための「仲間作り」を今から進めていただきたいと思います。

